

あいびょう  
古河市愛猫の登録事業について

- 1 目的 古河市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 40 号）に基づき、愛猫の登録に関し必要な事項を定め、市民生活の向上、猫の環境の向上を図ることを目的とします。
- 2 要 綱 古河市愛猫の登録に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）
- 3 実施時期 令和 5 年 4 月 1 日開始
- 4 申請方法
  - ・ 窓口申請 古河庁舎 市民総合窓口室  
総和庁舎 市民総合窓口課  
三和庁舎 環境課
  - ・ 電子申請 「LOGO フォーム」によるオンライン申請
- 5 概 要
  - （1）令和 5 年度登録見込件数 1,000 件/年
  - （2）登録した者に対して鑑札、門標、愛猫カード、首輪を配付し、登録を受けた飼い猫と分かるように首輪等を用いて鑑札を明示します。
  - （3）古河市不妊去勢手術補助金交付要綱に紐づけし、犬同様に登録を受けている猫を対象にします。
- 6 登 録 料 500 円/件  
初年度（令和 5 年度）の 1 年間は、普及促進を踏まえ登録料を無料とします。
- 7 周知方法
  - ・ 広報古河 4 月号及びホームページ掲載
  - ・ 関係機関等へのポスター掲示予定  
（古河警察署、茨城県動物指導センター、市内動物病院）